

社会福祉法人制度改革のその後

平成29年4月から本格施行された改正社会福祉法により、社会福祉法人には、評議員会の設置、会計監査人の導入、財務諸表の開示、社会福祉充実残額の算定など、新たに義務化された内容が多くありました。今号では、法施行後の法人の対応事例、WAM NETでの財務諸表開示の進捗状況等を紹介いたします。



法改正への対応と進捗状況

平成29年4月1日から本格的に施行された改正社会福祉法は、社会福祉法人に対し、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務を求めるものがある。

これらを実現するための具体策として、①議決機関としての評議員会の設置、②一定規模以上の法人への会計監査人の導入、③財務諸表の開示、④社会福祉充実残額の算定と社会福祉充実計画の作成などが掲げられた。な

ら、保育分野の事業者以外ではすでに設置していたケースが多い。

ただし、改正前の諮問機関という位置づけから、改正後は法人運営の基本ルール・体制の決定、法人運営を事後的に監督する機関としての位置づけに変わり、各地の社会福祉協議会等で、評議員確保に関する相談受付を行っている。

●評議員会について

改正前は任意設置だった評議員会については、保育所等のみを経営する法人以外には改正前から通知

お、評議員会の設置については小規模法人には施行から3年間の経過措置(※1)があり、会計監査人の導入義務化については大規模法人から段階的な実施が予定(※2)されている。

改正前は任意設置だった評議員会については、保育所等のみを経営する法人以外には改正前から通知

●財務諸表の開示について

財務諸表については、独立行政法人福祉医療機構のWAMNET基盤を活用した「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」で公表される(図1)。

福祉部会では、同システムで集約された現況報告書等の結果から、社会福祉法人(母数：1万1488法人)の経営状況についても明らか

この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。取権者(独立行政法人福祉医療機構)ならびに著作権者の許可を得ない複製(コピー)、再配布を、固くお断りいたします。

この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。取権者(独立行政法人福祉医療機構)ならびに著作権者の許可を得ない複製(コピー)、再配布を、固くお断りいたします。

図1 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

●公表サイトについて

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(以下「本システム」という。)は、社会福祉法人の運営の透明性の確保、また、国民に対する説明責任を果たすために必要なものとして、社会福祉法人に関する情報を収集し全国的なデータベースを構築するとともに、一覧性・検索性を持たせたシステムとすることを目的として構築されたものです。

社会福祉法人が本システムに登録した情報のうち、現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画が、WAM NET「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」(以下「公表サイト」という。)で公表されています。

(公表サイト URL : <http://www.wam.go.jp/wamnet/zaiyoukaiji/>)



▲WAM NET トップページページのボタンをクリック



▲公表サイト「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」

●公表内容について

「公表サイト」では、全国の社会福祉法人を検索することができます。各法人の情報は、法人詳細情報ページで以下の情報を閲覧することができます。

<法人詳細情報ページで公表されている内容>

- 法人基本情報：法人番号、法人の名称、法人の所在地、電話番号、ホームページ、メールアドレス
- 事業所一覧：事業所の名称、事業所の所在地、サービスの種類
- 現況報告書等のダウンロード：現況報告書、計算書類、社会福祉充実計画
- 所轄庁：当該社会福祉法人を管轄する所轄庁の名称、住所、電話番号、ホームページ

※ダウンロードした「現況報告書」、「計算書類」または「社会福祉充実計画」に関するお問合せは、当該社会福祉法人までお願いいたします。

●社会福祉充実

残額の算定と社会福祉充実計画の作成について

社会福祉充実残額の算定と社会福祉充実計画の作成については、事業

※2…平成29年度、30年度：収益30億円を超える法人または負債60億円を超える法人
平成31年度、32年度：収益20億円を超える法人または負債40億円を超える法人
平成33年度以降：収益10億円を超える法人または負債20億円を超える法人

※1…平成27年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とした収益が4億円を超えない法人については、施行から3年間、本来の員数(7人以上)を4人以上とする。なお、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に設立された社会福祉法人については、すべて評議員の員数の経過措置の対象とし、平成27年度会計年度のサービス活動収益は0とみなす。

続きは、

月刊誌 

本誌にてご覧ください。

定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・6,480円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949